

# 第72回 定時株主総会 招集ご通知

空気をデザインする会社

# SINKO

A/R DES/GN COMPANY

## 開催日時

2021年6月24日(木曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)

## 開催場所

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
当社5階会議室

## 議決権行使期限

2021年6月23日(水曜日)午後5時

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。

感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

## 目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	28
株主総会参考書類	34
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	



新晃工業株式会社

証券コード 6458

証券コード 6458  
2021年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
**新 晃 工 業 株 式 会 社**  
代表取締役社長 末 永 聡

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時	2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所	大阪市北区南森町一丁目4番5号 当社 5階 会議室
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第72期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第72期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件 <b>第2号議案</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 <b>第3号議案</b> 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染防止の対応について

### <株主様へのお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

### <当社の対応>

- ・ 本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 当日は入場前に検温をさせていただき、発熱があると認められる方はご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 会場内では、マスクの着用や手指の消毒などのご協力をお願いいたします。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（[www.sinko.co.jp](http://www.sinko.co.jp)）に掲載いたしますので、ご確認ください。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。  
また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご入力いただき、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。  
詳細は、次頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご参照ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時入力完了分まで

### インターネットによる開示について

- ◇次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◇事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.sinko.co.jp/ir/stock/shareholders/>

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## <電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後5時入力完了分まで



### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



### 【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンかタブレット端末にて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
2回目以降のログインの際は…  
下記に記載の案内に従ってログインしてください。

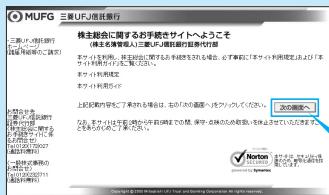


### ログインID・仮パスワードを入力する方法

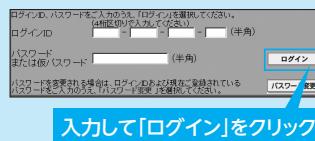
パソコン、携帯電話、2回目以降のスマートフォンの場合

### 【アクセス手順】

#### ①WEBサイトへアクセス



#### ②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック

#### ③新しいパスワードの入力



#### ④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

# 事業報告

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による東京オリンピック・パラリンピックの延期や2度の緊急事態宣言の発令により、通期に渡り厳しい経済情勢となりました。公共投資は堅調に推移したものの、経済の落ち込みにより民間設備投資は慎重な姿勢が見られ、一部で事業計画が見直されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。当業界におきましては、感染症の影響に加え、オリンピック関連需要が一段落したことから、空調機の全国出荷台数が前年同期に比べ約18%減少する厳しい事業環境で推移いたしました。

こうした情勢のもと、当社グループは空調機器および空調工事の戦略受注、空気中の細菌やウイルスを除去する「健康空調®」シリーズの製品拡充に注力するとともに、SIMA (SINKO Innovative Manufacturing of AHU) プロジェクトの第1フェーズとして、製品組立工程に従来の「セル生産方式」に加え「ライン生産方式」を導入いたしました。個別受注対応と生産効率を両立することで、企業間競争による低価格化の進行、原材料価格・労務費の上昇によるコストの高騰等に対応し、中長期的に事業の発展性・収益性を高めてまいります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

### 日本

需要の端境期に入ったことに加え、感染症拡大の影響から宿泊施設や店舗などの着工が大きく減少し、売上高は33,913百万円(前連結会計年度比12.8%減)となりました。利益面におきましては、戦略受注の効果はあったものの、空調機器販売の減少による影響は大きく、セグメント利益(営業利益)は6,608百万円(前連結会計年度比26.9%減)となりました。

### アジア

中国では、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要はあるものの、固定資産投資は持ち直しており、景気は緩やかに回復しております。そうした中、採算性を重視

した販売戦略への切り替えや原価管理の強化によって営業面は改善しましたが、貸倒引当金の増加により、売上高は5,288百万円(前連結会計年度比2.0%減)、セグメント損失(営業損失)は89百万円(前連結会計年度はセグメント損失59百万円)となりました。

この結果、当社グループの売上高は39,177百万円(前連結会計年度比11.5%減)となり、利益面におきましては、営業利益は6,565百万円(前連結会計年度比27.1%減)、経常利益は6,997百万円(前連結会計年度比26.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は5,021百万円(前連結会計年度比16.3%減)となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,336百万円であり、その主なものは国内の空調機器製造工場用の土地の取得であります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、固定資産取得のために、金融機関5行より総額3,000百万円の資金調達を行っております。

## 4. 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念される中、様々な防疫措置が実施され、経済活動の抑制が続くと考えております。ワクチン接種が徐々に普及し、収束に向かうものと期待しておりますが、2021年度においても設備更新計画の見送りとそれに伴う価格競争の激化など一定の影響が想定されます。また今後生産年齢人口は減少し、中長期的には施工現場、生産現場などの労働者不足はさらに深刻度を増すものと捉えております。

このような社会情勢を踏まえ、当社グループは、中期経営計画「move.2025」(2021年度～2024年度)を策定いたしました。今後の事業環境としては、2021年度は需要端境期や感染症による景気減退の影響が残るものの、2023年度頃には東京、大阪を中心とした大型再開発などでAHUの新築市場の回復が見込まれます。また2025年度頃からは納入後20～30年が経過したAHUの更新需要を中心としたストックビジネスへの移行が予測されます。本計画では、空調事業の抜本的な変革をテーマとし、業務のデジタル化による労働集約的な生産体制からの脱却を目指すSIMAプロジェクトを推進してまいります。日本セグメントにおいては、基盤事業であるAHU分野の競争力の維持・向上に加え、ヒートポンプAHU分野においても市場シェアの拡大を目指すほか、工事分野についてもAHU中心から空調工事業への拡張を図ってまいります。また

アジアセグメントにおいては、主に中国において採算性重視の販売戦略と原価管理を徹底することで、継続的に利益を確保できる体制構築を進め、2025年3月期に連結売上高520億円(当連結会計年度比32.7%増)、連結営業利益75億円(当連結会計年度比14.2%増)を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、何卒一層のご理解とご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第69期 (2017.4.1～ 2018.3.31)	第70期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第71期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第72期 (2020.4.1～ 2021.3.31) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	40,416	40,974	44,263	39,177
経常利益 (百万円)	5,714	5,777	9,526	6,997
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,891	4,155	5,996	5,021
1株当たり当期純利益	149円12銭	159円52銭	230円06銭	194円25銭
純資産 (百万円)	39,716	42,316	46,254	50,981
総資産 (百万円)	59,094	62,170	65,108	69,000

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）により算出しております。なお、1株当たり当期純利益を算定するための自己株式数には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式を含めております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期(2018年3月期)の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## 6. 重要な親会社および子会社

- (1) 親会社との関係  
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
新晃アトモス株式会社	60	100	空調用設備および消火設備の設計、施工、関連機器の販売、保守点検および整備
千代田ビル管財株式会社	30	100	建物設備全般の総合管理および各種清掃
日本ビー・イー・シー株式会社	300	75	氷蓄熱装置、冷却塔等の販売
上海新晃空調設備股份有限公司	百万中国元 355	50	空調機器の製作、販売

- (3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、空気調和機、ファンコイルユニット等の製造販売および関連工事等の空調機器製造販売事業ならびにビル管理事業等を主たる事業として行っております。

## 8. 主要な拠点等

### (1) 当 社

本 社	大阪市北区南森町一丁目4番5号
東京本社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
神奈川工場	神奈川県秦野市菩提160番地の1
岡山工場	岡山県津山市草加部1458番地の4
東京支社	東京都中央区日本橋浜町二丁目57番7号
大阪支社	大阪市北区南森町一丁目4番5号
名古屋支社	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
SINKOテクニカルセンター	名古屋三井ビルディング本館
SINKO AIR DESIGN STUDIO	神奈川県秦野市菩提160番地の1
営 業 所	大阪府寝屋川市宇谷町11番13号 札幌・東北（仙台市）・九州（福岡市）

### (2) 重要な子会社

国 内	新晃アトモス株式会社（東京都） 千代田ビル管財株式会社（東京都） 日本ビー・エー・シー株式会社（東京都）
海 外	上海新晃空調設備股份有限公司（中国）

## 9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,442名	12名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	1,752
株式会社中国銀行	780
株式会社横浜銀行	685

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 79,850,000株
2. 発行済株式の総数 27,212,263株
3. 株主数 17,435名（前期末比 357名減）
4. 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社明晃	4,507	17.36
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,534	5.91
ダイキン工業株式会社	1,350	5.20
株式会社三菱UFJ銀行	1,289	4.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	678	2.61
日本生命保険相互会社	621	2.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	533	2.05
新晃持株会	451	1.74
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	407	1.57
光通信株式会社	382	1.47

（注） 当社は、自己株式1,258千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。なお、自己株式には、株式付与E S O P信託が保有する当社株式117千株を含んでおりません。

### 5. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	7,500株	5名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社の役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況等
武田昇三	取締役会長兼会長執行役員	
末永聡	代表取締役社長兼社長執行役員	
青田徳治	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	
谷口武則	取締役兼専務執行役員生産本部長	
藤井智明	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長兼中国事業部所管	
藤井明	取締役最高顧問	
道端徳昭	取締役兼執行役員 大阪支社長兼営業統括室長	
安達美奈子	取締役	ホーチキ株式会社 監査役（非常勤）
中川善雄	取締役	中川法律事務所 弁護士
金田敬史	取締役（常勤監査等委員）	
杉沢高志	取締役（常勤監査等委員）	
藤田充也	取締役（監査等委員）	藤田・金山法律事務所代表弁護士
水村健一郎	取締役（監査等委員）	
平野伸一	取締役（監査等委員）	ギグワークス株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役安達美奈子、中川善雄、取締役（監査等委員）藤田充也、水村健一郎および平野伸一の5氏は、社外取締役であります。
2. 取締役金田敬史および杉沢高志の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
3. 取締役安達美奈子、中川善雄、取締役（監査等委員）藤田充也、水村健一郎および平野伸一の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）水村健一郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役中川善雄氏は、取締役最高顧問藤井明氏の三親等の親族であります。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 就任  
2020年6月26日開催の第71回定時株主総会におきまして、中川善雄氏が取締役（監査等委員を除く）に選任され就任いたしました。  
2020年6月26日開催の第71回定時株主総会におきまして、平野伸一氏が取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

## ② 退任

板倉健二および桑野高彰の両氏は、2020年6月26日付で任期満了により取締役（監査等委員を除く）を退任いたしました。

山田積氏は、2020年6月26日付で任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。

7. 2021年4月1日付で、次のとおり取締役の地位および担当の異動がありました。

氏名	変更後	変更前
藤井 智明	取締役兼常務執行役員 経営企画室長	取締役兼常務執行役員 経営企画本部長兼中国事業部所管
道端 徳昭	取締役兼執行役員 営業統括本部長	取締役兼執行役員 大阪支社長兼営業統括室長

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

## 3. 取締役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11 (2)	212 (10)	123 (10)	82 (-)	6 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 (4)	35 (18)	35 (18)	-	-
計	17 (6)	248 (28)	159 (28)	82 (-)	6 (-)

- (注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名および取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等を含めております。  
2. 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、当該報酬の内容は、「(2)取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名）と決議されております。

また、監査等委員である取締役の報酬総額は、同じく2016年6月28日開催の第67回定時株主総会において年額50百万円以内（決議時の監査等委員である取締役は5名）と決議されております。

上記に加え、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において、当社が報酬を支払う取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いただいております。その報酬限度額は年額90百万円以内とされており、なお、当該報酬額は、原則3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して3事業年度の初年度に支給するものであります（決議時の対象取締役は6名）。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では2021年2月18日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、その限度内で人事担当取締役が経営環境及び功績等を勘案のうえ原案を作成し、客観性・透明性を確保するために監査等委員会の意見を参考にし、社外取締役を含む取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬額は、その限度内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び業績に連動する報酬で構成されており、当事業年度におけるその比率はおおよそ6：4であります。業績連動報酬に係る指標としては、主に当社の営業利益及び連結営業利益等を選択しております。これらの利益を業績連動報酬の指標としている理由は、本業の収益性を示す指標として最も適しているためであります。業績連動報酬は役職毎に定められた固定報酬に、当事業年度における営業利益及び連結営業利益等の過年度比増減、各役員の個人業績評価、翌事業年度以降の業績見込み等により総合的に決定された業績支給率を乗じて決定し、固定報酬と併せて、翌事業年度の月例報酬として支給しております。単体及び連結の各利益の実績については、計算書類および連結計算書類をご参照ください。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等の関係

取締役安達美奈子氏はホーチキ株式会社の非常勤監査役を兼職しております。なお、当社とホーチキ株式会社との間には、特別な関係はありません。

取締役中川善雄氏は中川法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社と中川法律事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）藤田充也氏は藤田・金山法律事務所の代表弁護士を兼職しております。なお、当社と藤田・金山法律事務所との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）平野伸一氏はギグワークス株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社とギグワークス株式会社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

取締役 安達美奈子

当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、とりわけ海外事情に精通しており、営業および管理に関して適宜発言しております。

取締役 中川善雄

2020年6月就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、検事・弁護士として培われた豊富な経験・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 藤田充也

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会12回の全てに出席し、弁護士の立場から企業法務に関する深い見識に基づき適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 水村健一郎

当事業年度開催の取締役会17回および監査等委員会12回の全てに出席し、出身分野である金融機関で培われた豊富な知識・見地から適宜発言しております。

取締役（監査等委員） 平野伸一

2020年6月就任後に開催された取締役会13回および監査等委員会10回の全てに出席し、長年培われた企業経営の豊富な経験・見地から、経営全般について適宜発言しております。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社および当社社会が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記のほか、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合やその他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

#### (1) 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。
- ② 当社取締役会は、コンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス室は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

#### (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。
- ② 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。
- ③ 当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会の指揮のもと対応する。

**(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、当社グループの取締役等の職務執行状況の監督等を行う。
- ② 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

**(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。
- ② 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループにおける業務の執行状況の確認・評価を行う。
- ③ 当社代表取締役は、内部監査室から報告を受け、取締役会で当社グループの業務の改善方針について審議を行い必要な対応を指示する。
- ④ 内部監査室は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

**(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

経営企画本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合、取締役会で協議のうえ設置するものとしており、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ② 当該使用人は監査等委員会の補助業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

**(8) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は、S Kグループ企業倫理相談窓口規程を当社グループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。
  - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
  - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ハ 重要な情報開示事項
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員およびその他の使用人は、監査等委員会が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

**(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会は、監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス

当社の取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括しております。当社およびグループ会社の各事業所において、行動規範を年2回唱和することにより周知徹底に努めており、その実施状況について取締役会に報告しております。また内部統制システムを整備するとともにコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持に努めております。

なお、当社では、法令違反等の早期発見を目的として「S Kグループコンプラホットライン」を設けており、通報・相談の有無について毎月1回取締役会に報告しております。

### (2) リスク管理

当社グループのリスク管理体制は、代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長であるリスク管理委員会を設置しております。当社グループに危機が生じた際は、リスク管理委員会の指揮のもと対応することとしております。委員である当社の各事業所長および子会社社長、コンプライアンス室長は、リスク事項の有無にかかわらず、リスクの確認状況を毎月1回委員長に書面で報告し、委員長は取締役会で報告しております。

### (3) 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を原則月1回開催することとしており、当事業年度におきましては17回開催しております。取締役会では、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行っております。また、取締役会は、業務執行の責任と役割を明確化し、現場レベルでの意思決定を当社の執行役員に委任しており、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員および製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。

#### (4) グループガバナンス

当社グループ会社の管理は、管理本部担当取締役が統括しており、監査等委員会による監査、内部監査室による内部監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、社長会を年4回実施し、定期的に各グループ会社の経営状況・財務状況等について必要な報告を受けております。

#### (5) 監査等委員会の監査

当社の監査等委員会は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧等を通じて、会社経営全般の状況を把握しております。監査等委員会は各事業所および各グループ会社への監査を通じ各事業所長および各グループ会社の経営陣に対して適切に意見を述べるとともに、取締役会に報告を行っております。

また、会計監査人、内部監査室との定期的な意見交換および情報交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

なお、当事業年度におきましては、監査等委員会を12回開催しております。

#### (6) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、その監査結果について代表取締役および監査等委員会に報告を行っております。また、会計監査人と情報を共有するなど連携を図り、監査の実効性が高まるよう取り組んでおります。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>39,453</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,355</b>
現金及び預金	13,985	支払手形及び買掛金	3,868
受取手形及び売掛金	14,584	電子記録債務	2,954
電子記録債権	4,195	短期借入金	1,000
有価証券	5,000	1年内返済予定の長期借入金	397
商品及び製品	445	未払法人税等	771
仕掛品	537	未払消費税等	431
原材料	1,051	賞与引当金	650
その他	670	株主優待引当金	47
貸倒引当金	△1,016	その他	2,234
<b>固定資産</b>	<b>29,547</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,663</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,123</b>	長期借入金	2,711
建物及び構築物	5,131	繰延税金負債	796
機械装置及び運搬具	1,041	再評価に係る繰延税金負債	838
工具、器具及び備品	497	役員退職慰労引当金	28
土地	8,933	株式給付引当金	151
建設仮勘定	518	退職給付に係る負債	761
<b>無形固定資産</b>	<b>828</b>	長期未払金	282
ソフトウェア	217	その他	92
その他	611	<b>負債合計</b>	<b>18,018</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,595</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	11,171	<b>株主資本</b>	<b>46,180</b>
繰延税金資産	110	資本金	5,822
その他	1,339	資本剰余金	6,078
貸倒引当金	△24	利益剰余金	36,108
<b>資産合計</b>	<b>69,000</b>	自己株式	△1,829
		その他の包括利益累計額	2,752
		その他有価証券評価差額金	3,387
		土地再評価差額金	△725
		為替換算調整勘定	90
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,048</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>50,981</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>69,000</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		39,177
売上原価		23,976
売上総利益		15,200
販売費及び一般管理費		8,635
営業利益		6,565
営業外収益		
受取利息及び配当金	213	
持分法による投資利益	35	
その他	316	565
営業外費用		
支払利息	27	
その他	105	133
経常利益		6,997
特別利益		
退職給付制度終了益	231	
助成金収入	97	329
税金等調整前当期純利益		7,326
法人税、住民税及び事業税	2,100	
法人税等調整額	218	2,319
当期純利益		5,007
非支配株主に帰属する当期純損失		13
親会社株主に帰属する当期純利益		5,021

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	5,822	6,076	32,601	△1,512	42,988
当期変動額					
剰余金の配当			△1,514		△1,514
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,021		5,021
自己株式の取得				△351	△351
自己株式の処分		2		34	36
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	2	3,507	△316	3,192
当期末残高	5,822	6,078	36,108	△1,829	46,180

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,833	△725	98	18	1,225	2,041	46,254
当期変動額							
剰余金の配当							△1,514
親会社株主に帰属 する当期純利益							5,021
自己株式の取得							△351
自己株式の処分							36
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	1,553		△7	△18	1,526	7	1,534
当期変動額合計	1,553	—	△7	△18	1,526	7	4,726
当期末残高	3,387	△725	90	—	2,752	2,048	50,981

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,764</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,737</b>
現金及び預金	7,831	支払手形	279
受取手形	994	電子記録債務	2,335
電子記録債権	3,612	買掛金	859
売掛金	7,049	短期借入金	960
有価証券	5,000	1年内返済予定の長期借入金	390
製品	327	1年内返済予定の関係会社長期借入金	3,600
仕掛品	257	未払金	566
原材料	574	未払費用	407
前払費用	10	未払法人税等	328
その他	142	未払消費税等	174
貸倒引当金	△34	前受金	9
<b>固定資産</b>	<b>33,701</b>	預り金	136
<b>有形固定資産</b>	<b>14,179</b>	賞与引当金	453
建物	3,741	株主優待引当金	47
構築物	284	その他	191
機械及び装置	759	<b>固定負債</b>	<b>4,918</b>
車両運搬具	9	長期借入金	2,702
工具、器具及び備品	382	繰延税金負債	822
土地	8,515	再評価に係る繰延税金負債	838
建設仮勘定	486	株式給付引当金	107
<b>無形固定資産</b>	<b>247</b>	退職給付引当金	107
ソフトウェア	173	その他	339
その他	73	<b>負債合計</b>	<b>15,656</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,273</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	9,027	<b>株主資本</b>	<b>41,547</b>
関係会社株式	9,402	資本金	5,822
関係会社長期貸付金	14	資本剰余金	6,017
長期前払費用	28	資本準備金	1,455
生命保険積立金	711	その他資本剰余金	4,561
その他	113	<b>利益剰余金</b>	<b>31,536</b>
貸倒引当金	△23	その他利益剰余金	31,536
<b>資産合計</b>	<b>59,466</b>	別途積立金	2,040
		繰越利益剰余金	29,496
		<b>自己株式</b>	<b>△1,829</b>
		評価・換算差額等	2,262
		その他有価証券評価差額金	2,987
		土地再評価差額金	△725
		<b>純資産合計</b>	<b>43,809</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>59,466</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		21,185
売上原価		11,773
売上総利益		9,412
販売費及び一般管理費		4,627
営業利益		4,784
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,155	
その他	211	1,367
営業外費用		
支払利息	42	
その他	33	75
経常利益		6,077
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	2,126	
退職給付制度終了益	231	
助成金収入	74	2,432
税引前当期純利益		8,509
法人税、住民税及び事業税	1,355	
法人税等調整額	240	1,596
当期純利益		6,912

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	5,822	1,455	4,559	6,015
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	2	2
当期末残高	5,822	1,455	4,561	6,017

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	2,040	24,097	26,137	△1,512	36,463
当期変動額					
剰余金の配当		△1,514	△1,514		△1,514
当期純利益		6,912	6,912		6,912
自己株式の取得				△351	△351
自己株式の処分				34	36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	5,398	5,398	△316	5,084
当期末残高	2,040	29,496	31,536	△1,829	41,547

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	1,487	△725	761	37,224
当期変動額				
剰余金の配当				△1,514
当期純利益				6,912
自己株式の取得				△351
自己株式の処分				36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,500		1,500	1,500
当期変動額合計	1,500	—	1,500	6,584
当期末残高	2,987	△725	2,262	43,809

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

新晃工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新晃工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新晃工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

新晃工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 谷間 薫 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新晃工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

新晃工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金 田 敬 史 ㊟

常勤監査等委員 杉 沢 高 志 ㊟

監査等委員 藤 田 充 也 ㊟

監査等委員 水 村 健 一 郎 ㊟

監査等委員 平 野 伸 一 ㊟

(注) 監査等委員藤田充也、水村健一郎及び平野伸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は財務体質の強化および業容拡充を図る一方、株主各位に対しては業績動向を勘案しつつ積極的な利益還元を行っていく所存であります。また、内部留保金につきましては、長期的な視野に立ち、経営体質の強化ならびに将来の事業展開に活用してまいります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき30円といたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 30円 総額 778,619,970円  
(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき50円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（9名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において迅速な意思決定を行うため、社内取締役を1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関し監査等委員会は妥当と判断し、陳述すべき事項はない旨を確認しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	出席状況
1	たけだ しょうぞう 武田 昇三 再任	取締役会長兼会長執行役員	取締役会 17回中17回（100%）
2	すえ なが さとし 末 永 聡 再任	代表取締役社長兼社長執行役員	取締役会 17回中17回（100%）
3	あおた とくじ 青田 徳治 再任	代表取締役副社長兼副社長執行役員 管理本部長	取締役会 17回中17回（100%）
4	たにぐち たけのり 谷口 武則 再任	取締役兼専務執行役員 生産本部長	取締役会 17回中17回（100%）
5	ふじい ともあき 藤井 智明 再任	取締役兼常務執行役員 経営企画室長	取締役会 17回中17回（100%）
6	みちばた のりあき 道端 徳昭 再任	取締役兼執行役員 営業統括本部長	取締役会 17回中17回（100%）
7	あだち みなこ 安達 美奈子 再任 社外 独立	社外取締役	取締役会 17回中17回（100%）
8	なかがわ よしお 中川 善雄 再任 社外 独立	社外取締役	取締役会 13回中13回（100%）

（注）中川善雄氏の取締役会出席状況は、2020年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たけだ しょうぞう <b>武田 昇三</b> (1954年12月27日生) <b>再任</b>	1973年 4 月 当社入社 2006年 4 月 当社執行役員大阪支社副支社長 2007年 4 月 当社管理本部製販業務改革担当 2007年 7 月 当社営業企画室長 2011年 4 月 当社常務執行役員 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 2013年 6 月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2020年 6 月 当社取締役会長兼会長執行役員（現任）	22,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門および管理部門に携わり、2013年から7年間当社代表取締役社長を務め、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	すえなが さとし <b>末永 聡</b> (1962年3月8日生) <b>再任</b>	1984年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社東京支社長 2008年 6 月 当社執行役員 2013年 6 月 当社取締役兼執行役員 2016年 4 月 当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画本部長 2017年 6 月 当社取締役兼専務執行役員 2020年 6 月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）	8,700株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、国内および海外の営業部門に携わり、2020年から当社代表取締役社長を務めております。当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	あおた とくじ <b>青田 徳治</b> (1962年3月1日生) <b>再任</b>	2011年10月 ㈱三菱東京UFJ銀行 (現㈱三菱UFJ銀行) 目黒支社長 2014年2月 当社入社 当社管理本部副本部長 2014年7月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役兼執行役員 2016年6月 当社管理本部長 (現任) 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員 2020年6月 当社代表取締役副社長兼副社長執行役員 (現任)	6,000株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、前職において培った金融、経済全般にわたる高い見識を活かし、入社以来、経理・財務関連業務や人事・総務関連業務等に実績を有していることから、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	たにぐち たけのり <b>谷口 武則</b> (1962年2月20日生) <b>再任</b>	1982年4月 岡山新晃工業㈱ (現当社) 入社 2007年7月 同社取締役製造1部長 2013年6月 同社取締役兼常務執行役員 総務統括部長兼生産管理統括部長 2016年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2017年6月 当社取締役 2020年4月 当社取締役兼専務執行役員 (現任) 当社生産本部長 (現任)	12,300株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、2016年より当社グループの生産部門である子会社の代表取締役社長を務め、また同社との合併後は当社生産本部長として、業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	ふじい ともあき <b>藤井 智明</b> (1974年12月20日生) <b>再任</b>	1997年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社管理本部情報システム部長 2017年 4 月 当社経営企画本部企画・関連事業部長 2017年 6 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役 2020年 4 月 当社中国事業部所管 2020年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現任） 当社経営企画本部長 2021年 4 月 当社経営企画室長（現任）	26,426株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、管理部門および経営企画部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	みちばた のりあき <b>道端 徳昭</b> (1964年12月15日生) <b>再任</b>	1989年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社大阪支社営業第1部長 2013年 7 月 当社大阪支社副支社長 2015年 6 月 当社執行役員（現任） 2016年 4 月 当社大阪支社長 2019年 6 月 当社取締役（現任） 2021年 4 月 当社営業統括本部長（現任）	2,989株
[取締役候補者とした理由] 同氏は入社以来、営業部門に携わり、当社における業務上の豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	あだち みなこ <b>安達 美奈子</b> (1956年10月1日生) <b>再任 社外 独立</b>	1979年 4月 ホーチキ㈱入社 2006年 6月 ホーチキヨーロッパ(UK) リミテッド社長 2010年 6月 ホーチキ㈱取締役 ホーチキ消防科技(北京) 有限公司董事長 2012年10月 ホーチキオーストラリアPTYリミテッド取締役社長 2013年 4月 ホーチキ消防科技(北京) 有限公司董事長兼総経理 2015年 6月 ホーチキ商事㈱代表取締役 2019年 6月 当社社外取締役(現任) 2019年 6月 ホーチキ㈱監査役(非常勤)(現任)	一株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 同氏は、企業経営の豊富な経験や実績を有し、とりわけ海外での経験が豊富で、当社の経営全般に助言をいただくとともに、経営監督機能の一層の強化が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	なかがわ よしお <b>中川 善雄</b> (1956年5月6日生) <b>再任 社外 独立</b>	1995年 4月 東京地方検察庁検事 2017年 4月 大阪高等検察庁検事 2019年 7月 弁護士登録、静岡県弁護士会入会 2019年11月 中川法律事務所 弁護士(現任) 2020年 6月 当社社外取締役(現任)	11,300株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、検事・弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を、当社の経営ならびに企業価値向上に活かしていただけるものと考え、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 安達美奈子氏および中川善雄氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 安達美奈子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。中川善雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

4. 中川善雄氏は、当社取締役最高顧問藤井明氏の三親等の親族であります。なお、当社取締役最高顧問藤井明氏は、本総会終結の時をもって退任予定であります。
5. 当社は、安達美奈子氏および中川善雄氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、安達美奈子氏および中川善雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役岡尾竜平氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おか お 竜平 りょう へい 岡尾 竜平 (1979年7月11日生) 社外 独立	2001年10月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2005年7月 公認会計士登録 2019年6月 EY 新日本有限責任監査法人 退所 2019年7月 岡尾公認会計士事務所 代表（現任） 2019年7月 ㈱Go Public 取締役（現任） 2020年6月 当社補欠取締役（監査等委員）（現任）	一株

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕

同氏は、公認会計士として培われた豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 岡尾竜平氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  3. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
  4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および費用を、当該保険契約により填補することとしております。岡尾竜平氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
  5. 岡尾竜平氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上









## 株主総会会場のご案内

会場

大阪市北区南森町一丁目4番5号  
新晃工業株式会社 5階会議室



交通のご案内

J R 東西線「大阪天満宮駅」下車  
地下鉄 堺筋線・谷町線「南森町駅」下車  
地下鉄側2号出口から徒歩約3分です。

お願い

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場設備がございませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



環境に配慮した  
植物油インキを  
使用しています。